

## 種苗法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 品種登録審査実施方法の充実・見直し

品種登録の審査における現地調査又は栽培試験について、以下の見直しを行うこととする。

一 農林水産大臣は、現地調査を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」といふ。）に行わせることができることとする。 （第十五条第二項及び第十五条の二第一項関係）

二 機構は、現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならないこととする。

（第十五条の二第四項関係）

三 出願者は、現地調査又は栽培試験の実費相当額の手数を当該現地調査又は栽培試験を行う国又は機構に納付し、機構に納付された手数料は同機構の収入とすることとする。 （第十五条の三関係）

四 機構は、出願者が機構に三の手数を納付しないときは、農林水産大臣に申し立てることができることとし、農林水産大臣は、当該申立てがあつたときは、出願者に対して、機構に当該手数料を納付すべきことを命ずることができることとする。 （第十五条の四第二項及び第三項関係）

五 農林水産大臣は、品種登録の要件を審査するときに二の結果を考慮することとする。

(第十七条第二項関係)

六 出願料の上限を一万四千元に、登録料の上限を三万円に引き下げることとする。

(第六条及び第四十五条関係)

第二 品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し等

一 出願者は、農林水産大臣が出願品種の審査で特定した特性（以下「審査特性」という。）が事実と異なると思料するときは、品種登録前に、農林水産大臣に、当該特性の訂正を求めることができることとする。

(第十七条の二関係)

二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定することとする。

(第三十五条の二関係)

三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が当該登録品種と品種登録簿に記載された審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産大臣の判定を求めることができることとする。

(第三十五条の三関係)

第三 育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外である、農業者が譲渡された登録品種等の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる自家増殖には育成者権の効力が及ばないとする規定を削ることとする事。

(旧第二十一条第二項及び第三項関係)

第四 輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等

一 品種登録を受けようとする者は、育成者権の適切な行使を確保するため、品種登録出願と同時に、輸出先国又は栽培地域を指定する旨を届け出ることができるとすること。

(第二十一条の二第一項関係)

二 農林水産大臣は、一による届出があつた場合には、出願公表又は品種登録をするときに当該届出に係る事項等の公示をしなければならないこととするとともに、品種登録に係る公示をしたときに品種登録簿に当該届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載することとする事。

(第二十一条の二第三項及び第四項関係)

三 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、二による公示(品種登録をするときの公示に限る。)のあ

つた日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その種苗又は包装に一の制限がある旨等の表示を付さなければならないこととする。こと。 (第二十一条の二第五項関係)

四 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、二による公示（品種登録をするときの公示に限る。）のあつた日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合又は譲渡のための広告をする場合には、その展示をする種苗若しくは包装又はその広告にそれぞれ一の制限がある旨等の表示をしなければならないこととする。こと。 (第二十一条の二第六項関係)

五 二による公示（品種登録をするときの公示に限る。）があつた日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等については、種苗等の譲渡後も当該輸出先国以外へ種苗等を輸出する行為又は当該栽培地域以外で収穫物を生産する行為には育成者権の効力が及ぶこととする。こと。 (第二十一条の二第七項関係)

六 一による届出をした者は、輸出先国又は栽培地域を追加する旨を届け出ることができることとする。とともに、五による育成者権の効力に関する特例を取り下げることができるとすること。 (第二十一条の三及び第二十一条の四関係)

七 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その譲渡する登録品種の種苗又は包装に登録品種である旨

の表示を付さなければならぬこととする。

(第五十五条第一項関係)

八 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合又は譲渡のための広告をする場合には、その展示をする種苗若しくは包装又はその広告にそれぞれ登録品種である旨の表示をしなければならないこととする。

(第五十五条第二項関係)

## 第五 その他

一 職務育成品種については、勤務規則等においてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、その品種に係る品種登録を受ける地位は当該使用者等が有するとともに、従業者等は相対の利益を受ける権利を有することとし、当該相当の利益の内容は、使用者等が受けるべき利益の額等の事情を考慮して定めなければならないこととする。

(第八条関係)

二 外国人の権利の享有に係る規定の整備を行うこととする。

(第十条関係)

三 日本国内に住所及び居所を有しない者は、その者の品種登録に関する代理人によらなければ、品種登録に関する手続をすることができないこととする。

(第十条の二関係)

四 通常利用権に係る登録制度を廃止し、通常利用権は、その発生後にその育成者権等を取得した者に対

しても、その効力を有することとする。 (第三十二条、第三十二条の二、第五十二条関係)

五 育成者権等侵害訴訟における裁判所への書類提出命令に係る規定の整備を行うこととする。

(第三十七条関係)

六 この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとし、農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示の内容等をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(第五十七条の二関係)

七 指定種苗に係る規定の整備を行うこととする。

(第五十九条関係)

八 罰則規定その他の規定について所要の整備を行うこと。

## 第六 施行期日等

一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。ただし、第五の二及び六については、公布の日、第四並びに第五の三、五、七及び八(第四の三、四、七及び八に係る罰則規定に係る部分に限る。)については、令和二年十二月一日、第三については、令和四年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第十一条まで関係)